

令和3年11月市議会 教育厚生委員会資料

第140号議案 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

目次		ページ
1	条例改正の概要	1
2	南小・中学校（併設校）と茂木中学校の児童生徒数等	1～2
3	保護者及び地域との協議経過	2～3
4	通学区域	4
5	要望書「長崎市立南中学校の統合について」	5
6	統合に伴う遠距離通学対策（スクール専用交通制度）について	6～7
7	南中学校区内からの通学手段	7
8	長崎市立中学校条例新旧対照表	8

教育委員会

令和3年11月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由

生徒数が減少していること等を勘案し、南中学校を茂木中学校に統合するのに伴い、南中学校を廃止するため。

(2) 施行日

令和4年4月1日

2 南小・中学校(併設校)と茂木中学校の児童生徒数等

(1) 生徒数及び学級数(南中・茂木中)

令和3年5月1日現在

学校名	区分	通常学級			計	特別支援学級	合計
		1年	2年	3年			
南中	生徒数	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0
茂木中	生徒数	16	21	13	50	4	54
	学級数	1	1	1	3	2	5

※南中学校は、今年度在籍生徒がいないため、休校中。

(2) 生徒数及び学級数の推移(南中・茂木中)

各年5月1日現在

学校名	区分	H29		H30		R元		R2		R3	
		通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支
南中	生徒数	19	0	18	0	8	0	2	0	0	0
	学級数	3	0	2	0	1	0	1	0	0	0
茂木中	生徒数	97	1	81	0	63	3	53	3	50	4
	学級数	3	1	3	0	3	2	3	2	3	2

(3) 児童数及び学級数(南小)

令和3年5月1日現在

学校名	区分	通常学級						計	特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
南小	児童数	1	2	0	2	2	3	10	0	10
	学級数	1	複式	0	1	1	複式	3	0	3

(4) 児童数及び学級数の推移(南小)

各年5月1日現在

学校名	区分	H29		H30		R元		R2		R3	
		通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支
南小	児童数	13	0	10	0	8	0	10	0	10	0
	学級数	3	0	3	0	2	0	3	0	3	0

(5) 校地の状況(保有面積)

		南中学校	茂木中学校
全体		10,577㎡	20,086㎡
内訳	建物敷地	1,532㎡	9,820㎡
	運動場	4,731㎡	10,266㎡
	その他法面等	4,314㎡	0㎡

※南中学校については、南小学校との併設校であるため、中学校区分の面積を記載している。

(6) 建物の状況

	南中学校			茂木中学校		
	構造	延床面積	建設年月 (経過年数)	構造	延床面積	建設年月 (経過年数)
校舎等	鉄筋コンクリート造4階建	1,391㎡	昭和55年3月 (42年経過)	鉄筋コンクリート造4階建	3,517㎡	昭和47年3月 (50年経過)
屋内運動場	鉄骨造2階建	180㎡	昭和48年3月 (49年経過)	鉄骨造2階建	733㎡	昭和45年3月 (52年経過)

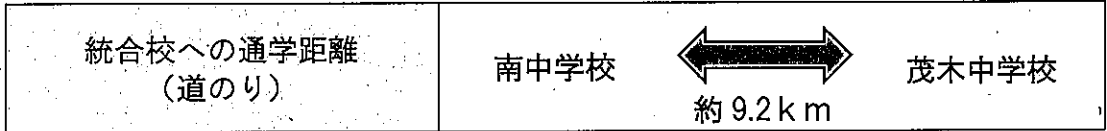
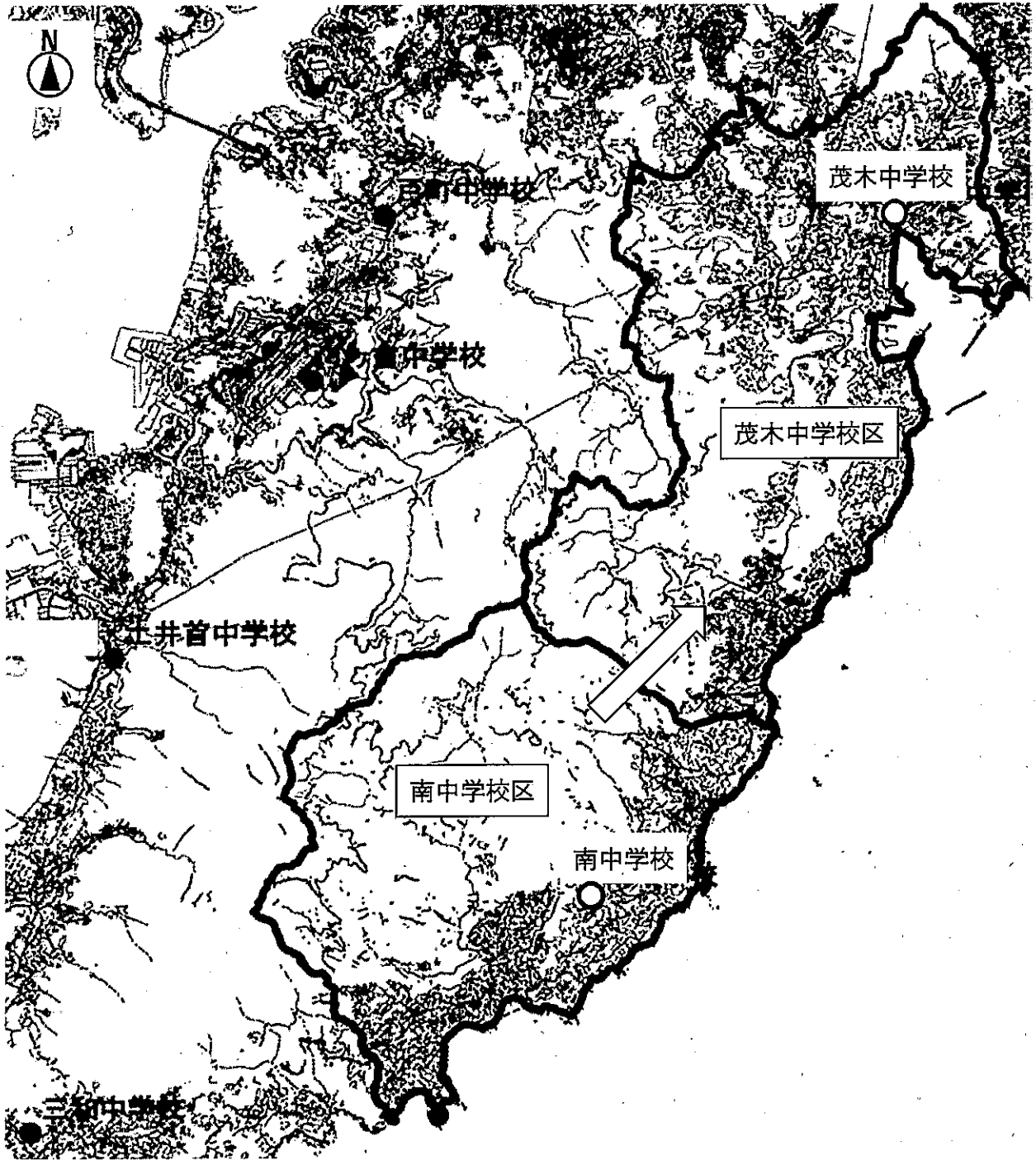
※南中学校については、南小学校との併設校であるため、中学校区分の面積を記載している。

3 保護者及び地域との協議経過

日付	概要
平成29年5月～6月	●南小・中育友会長、南校区連合自治会長への説明
平成29年6月18日	●南小・中保護者との意見交換会(29名) ⇒「交通手段がなく、通学が難しい」「統廃合により地域が廃れてしまう」などの意見が出された。
平成29年6月～7月	●南小・中保護者向けのアンケート(自由記載)を実施 ⇒(回答数)22世帯中15世帯 (主な意見) ・通学バスの確保、バス代の補助が必要である。 ・地域のためにも学校は残してほしい。 ・今後のことを考え、早急に進めてほしい。 ・各家庭で通学先を選択したい。
平成29年10月1日	●南小・中保護者との意見交換会(24名) ⇒「保護者だけでなく地域の方も含め話をしたい」「町で三和方面、茂木方面と分かれて統廃合できるか」などの意見が出された。
平成30年2月25日	●南小・中校区関係者(各自治会長、育友会長・副会長)との意見交換会 ⇒「保護者でよく話し合っしてほしい」「未就学児の保護者へも知らせる必要がある」などの意見が出された。

日付	概要
平成30年5月	<p>●南小・中保護者向けの意向調査を実施 ⇒(回答数)23世帯(未就学児童保護者含む) 「南小の統廃合について」賛成12世帯、反対9世帯、未回答2世帯 「南中の統廃合について」賛成12世帯、反対9世帯、未回答2世帯</p>
平成30年7月15日	<p>●南小・中保護者との意見交換会 ⇒「低学年のバス通学が心配」「統合先は一つに絞らなければならないのか」などの意見が出された。</p>
平成30年9月17日	<p>●南小・中育友会役員との協議 ⇒統合先の各家庭による選択、スクールバスについて意見が出された。</p>
平成30年10月13日	<p>●南小・中保護者との意見交換会(23名) ⇒統合時期、統合先の選択、スクールバスについて意見が出された。</p>
平成30年10月21日	<p>●「統廃合に係る今後の方向性について」保護者主体で投票を実施 ⇒賛成多数で、南小中保護者の意向が「南小中を統合する方向で協議を継続すること」に集約された。 ※賛成14世帯、反対7世帯(22世帯中21世帯が投票) ※反対多数の場合、統廃合についての協議を中断することとして実施</p>
平成30年12月23日	<p>●南小・中保護者との意見交換会(28名) ⇒「小学校は令和2年4月1日から統合」「中学校は令和2年4月1日から段階的に統合」「統合先は各家庭で選択したい」などの意見が出された。</p>
平成31年2月10日	<p>●南小・中保護者との意見交換会(27名) ⇒校区及び通学手段について合意に至らず、統合先、統合時期は未定として協議を継続することとなった。</p>
平成31年3月30日	<p>●千々町自治会との意見交換会(41名) ⇒「自治会としては保護者を中心に考えて頂く方向でよい」と合意</p>
平成31年4月14日	<p>●大崎町自治会との意見交換会(67名) ⇒統合について反対意見は出されなかった。</p>
令和元年7月24日	<p>●「南小・中学校の統合についての要望書」を受理 ⇒「スクールタクシーの運行」「指定学校の選択」について要望書が提出された。</p>
令和2年1月23日	<p>●南小・中育友会役員等との意見交換会(7名) ⇒要望のうち「統合の条件としてスクールタクシーだけは譲れない」「通学先は茂木方面、三和方面どちらでもよい」との意見が出された。</p>
令和3年8月25日	<p>●南小・中保護者及び自治会長との意見交換会(10名) スクール専用交通導入を前提とした統合の再提案を行う。 ⇒「スクール専用交通を早く導入できていれば既に統合できていたのではないか」「保護者間で協議を行いたい」との意見が出された。</p>
令和3年10月1日	<p>●南小・中保護者及び自治会長との意見交換会・臨時総会(10名) ⇒育友会の総意として「令和4年4月1日に南中学校を茂木中学校に統合する」ことが決定された。また、同席している大崎町自治会長及び千々町自治会長からは「地元自治会として南中学校の統合は『もを得ない』こと、保護者の意向に沿う」との了承がなされた。</p>

4 通学区域



5 要望書

長崎市教育長 橋田 慶信 様

長崎市立南中学校の統合について

日頃より、南中学校区の子どもたちのためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、南中学校につきましては、少子化の影響を受け、生徒数の減少が続き、本年度は在校生が不在となり休校となるなど、著しく学校の小規模化が進んでおります。

平成29年5月から教育委員会の統廃合計画（案）をもとに、南小学校及び中学校について、隣接する小中学校との統合に向けて、教育委員会、南小・中学校育友会、千々町自治会及び大崎町自治会との間で意見交換を続けて参りましたが、令和3年10月1日に行われた協議におきまして、次のとおり今後の方針について決定を行いました。

つきましては、この方針に沿って、今後の手続きを進めていただきますようお願いいたします。併せて、次のとおり要望するものです。

1 今後の方針

令和4年4月1日に南中学校を茂木中学校へ統合する。南小学校については現時点では存続とするが、今後も継続して協議を行う。

2 統合に伴う要望

(1) 統合後の通学にあたっては、公共交通が脆弱であるこの地区の状況をふまえて、専用のスクールタクシーの運行を行うことで、子どもたちの通学の安全確保と負担軽減を図ってほしい。

(2) 南中学校の統合実施までの間、4月から新入生となる南小学校6年生と茂木小学校6年生との交流授業を積極的に行ってほしい。来年度以降は、下級生についても交流授業を行うよう併せてお願いしたい。

令和3年10月7日

南校区連合自治会長（千々町自治会長）

大崎町自治会長

南小・中学校育友会長



6 統合に伴う遠距離通学対策(スクール専用交通制度)について

(1) 目的

小中学校の統合に伴って遠距離での通学が必要となる地域において、公共交通機関の利便性が低いなどの理由から、通学手段として、スクールバス等に代表される「スクール専用交通」の導入を進め、児童生徒の通学に伴う心身的負担の軽減及び事故等からの安全性の確保を図る。

(2) 現況

文部科学省の通学に関する考え方として、通学距離は小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内を基準として定め、通学時間は1時間以内を目安として示している。

このことから長崎市では、文部科学省基準の距離・時間を採用し、統廃合に関わらず、要綱で定める距離を超える通学の場合には、公共交通機関等による通学を認め、保護者に対し交通費等を補助している。

(3) 課題

市内の公共交通機関における、中心市街地と各地区の主要地点間の運行状況は、利用客も多く運行便数も充実していることから、概ね30分以内に1便以上の便数が確保されており、これら地域における通学では、支障は少ないものと考えられるが、周辺部では通学に利用できる公共交通機関が存在しない、または、存在しても利便性が低い地区があることから、児童生徒数の減少による学校統合に伴い、遠距離通学が発生するケースでは、通学手段の確保が統合の課題として挙げられる。

(4) 対応策

長崎市では児童生徒の通学は原則徒歩としているが、通学距離や時間などの条件により、これが困難な場合には、公共交通機関等の利用を認め、通学費等を補助し義務教育の円滑な実施を図っている。

しかしながら、学校統合における児童生徒の登下校に合わせた運行ダイヤの調整は、一般利用者の利便性を損なうおそれがあることや、そもそも運行事業者の経営方針などからダイヤ調整や増便が難しい地区も多く、統合後の公共交通機関での通学に伴って、児童生徒の心身に与える負担が大きくなるとともに、通学時の安全性等の確保も難しくなってくるのが想定されることから、公共交通機関の利用以外に、新たに通学手段としてのスクール専用交通の導入を進めることで上記問題の最小化を図る。

(5) 方針

ア 今後の学校統廃合に限って、遠距離での通学が必要となる地区のうち、公共交通機関の利便性の低いなどの地区には、一定の要件を満たす場合にスクール専用交通を導入する (スクール専用交通は、バスもしくはタクシーを想定)。

イ スクール専用交通の利用者は、原則、今後の統廃合に伴って影響を受ける児童生徒とし、利用料金は無料とする。

ウ スクール専用交通の導入期間は、統合後5年間とし、その後の期間延長等については、地域の公共交通機関の運行状況等を勘案し、継続も含め判断する。

(6) 導入要件

前提条件として、文部科学省の通学距離要件である小学校で概ね4キロメートル、中学校で概ね6キロメートルを超える地区であり、次の条件の「いずれか」に該当すること。

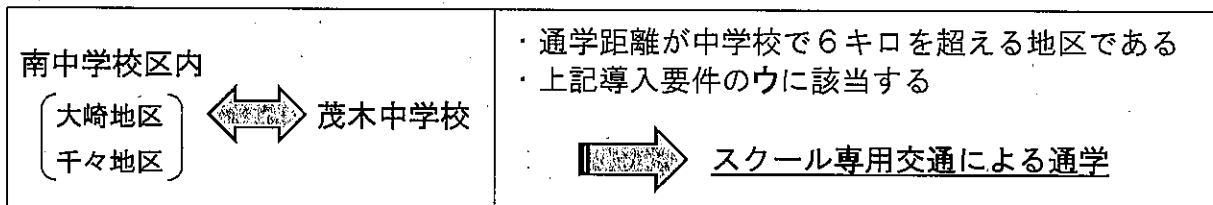
ア 通学に利用できる公共交通機関が無い地区であること。

イ 通学に利用できる公共交通機関はあるものの、それを利用した場合でも通学時間が1時間を超える地区であること。

ウ 通学に利用できる公共交通機関を使って1時間以内に通学できるものの、毎日の通常日課終業後に、公共交通機関の待合時間が、全学年とも30分を超える地区であること。

エ 通学に利用できる公共交通機関を使って1時間以内に通学でき、毎日の通常日課終業後に、公共交通機関の待合時間が、全学年とも30分を超えることはないものの、地域事情により登下校における安全性の確保が難しいと教育長が認める地区であること。

7 南中学校区内からの通学手段



8 長崎市立中学校条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号	長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号
[略]	[略]	[略]	[略]
長崎市立茂木中学校	長崎市北浦町2,018番地24	長崎市立茂木中学校	長崎市北浦町2,018番地24
[削る]		長崎市立南中学校	長崎市千々町513番地
長崎市立大浦中学校	長崎市高丘2丁目6番1号	長崎市立大浦中学校	長崎市高丘2丁目6番1号
[以下略]		[以下略]	